

## 1 1. 生涯現役社会の実現に向けた取り組みの推進について

### (1) 高齢者生きがい活動促進事業について

#### ① 事業の概要

平成25年度予算(案)において、企業を退職した高齢者などが地域社会の中で役割をもっていきいきと生活できるよう、有償ボランティア活動等による一定の収入を得ながら自らの生きがいや健康づくりにもつなげる活動を行い、同時に介護予防や生活支援のサービス基盤となる活動を促進するため、新たに、「高齢者生きがい活動促進事業」を計上しているところである。

具体的には、見守り・配食等の生活支援など、市町村が把握する地域課題の解決に資するとともに、高齢者自らの社会参加、生きがいづくりに資する活動を行うNPO法人等団体の立ち上げや活動拠点の初度設備整備に必要な経費についてモデル的に支援を行うこととしている。

都道府県におかれては、本事業について市町村に対する周知、募集の支援等県内市町村の連絡調整についてご協力願いたい。

事業の実施要綱(案)は次のとおりである。

#### 実施要綱(案)

##### 1 目的

企業退職高齢者等が、地域社会の中で役割をもっていきいきと生活できるよう、有償ボランティア活動等による一定の収入を得ながら自らの生きがいや健康づくりにもつながり、介護予防や生活支援のサービス基盤となる活動を促進するため、当該活動を行う団体等の立ち上げを支援することを目的とする。

##### 2 実施主体

市町村(適切な団体への委託可)

##### 3 事業内容

本事業の目的に応じた、先駆的な活動を行う団体の立ち上げや活動拠点の初度

設備整備に必要な経費（備品、消耗品等の購入費、ボランティア団体の組織化等に  
必要な事務局人件費等を想定）に対する補助（1年目のみ）。

※各都道府県で1箇所程度（@1,000千円）

#### 4 留意事項

(1) 本事業の対象となる活動は、市町村が把握する、地域の高齢者の生活に関  
わる課題の解決に資する高齢者による活動とする。

(活動の例)

- ・見守り、配食等の生活支援
- ・高齢者への配食サービス用農産物等の生産活動
- ・高齢者スポーツの指導活動

(2) 利用料等事業により得られた収入の一部を活動を行う高齢者へ支給するも  
のとする。（支給額の水準は問わない。）

(3) 事業本来の運営費は、本事業の助成対象となる団体の事業収入で賄うこと  
を目標とする。

## (2) 老人クラブ活動の促進等

### ① 老人クラブの重要性

老人クラブは、地域を基盤とする高齢者自身の自主的な活動組織であり、地域の  
ニーズに応じた様々な活動展開を行うことで、高齢者の生きがいと健康づくりを進  
めている。

その取組内容は、高齢者の閉じこもり予防や次世代育成支援、地域の再構築等の  
社会を取り巻く様々な問題に対応したものであり、全国規模で地域の見守り活動を  
展開するなど、少子高齢化が進行する我が国において、生涯現役社会の実現にもつ  
ながる、極めて重要な活動であると認識している。

また、市町村老人クラブ連合会は、個々の単位老人クラブと連携し、より実効性  
が高まる活動(例：市町村を挙げて取り組む環境美化や防犯・防災活動など)を展開

するとともに、高齢者を取り巻く悪質商法被害の予防や交通事故防止等の安全対策に対する意識啓発など、行政と一体となった情報伝達機能も有し、単位老人クラブ活動と地域社会をつなぐ牽引役を担っていただいていると認識している。

② 平成25年度予算(案)等

老人クラブは、全国各地に活動組織を展開するとともに、全国規模の民間団体ネットワークとしても有数のものであり、厚生労働省としても高齢者の生きがいと健康づくり及び社会参加の促進の観点から、その活動に対して引き続き支援していくこととしており、平成25年度予算(案)においては、老人クラブ活動に必要な所要額(27.6億円)の予算を計上している。

都道府県等におかれては、都道府県老人クラブ連合会、市町村老人クラブ連合会、単位老人クラブが行う生きがいづくり及び健康づくり活動について、その必要性・重要性について再度認識していただくとともに、所要の財源措置等にご配慮願いたい。

③ 老人クラブ育成功労者等厚生労働大臣表彰について

昨年10月4日(木)に行われた、全国老人クラブ連合会創立50周年記念全国老人クラブ大会において、40周年大会に続き、老人クラブ育成功労者等厚生労働大臣表彰を実施し、111人、54クラブ・53連合会に対する表彰を行ったところであり、都道府県のご協力につき、感謝申し上げます。

④ 明るい長寿社会づくり推進機構について

47都道府県に設置されている「明るい長寿社会づくり推進機構」は、高齢者の生きがいと健康づくりの推進を図るため、①組織づくり、②人づくり、③気運づくりを積極的に推進してきたところであり、特にねんりんピックの開催にあたっては、選手派遣等において御尽力いただいているところである。

今後はこれらに加え、老人クラブ連合会や高齢者の生きがいづくり、健康づくり関係団体などとの連携促進を積極的に図っていくことにより、県内の団塊の世代等の生きがいづくりや健康づくりを推進するにあたっての中核機関として位置づけていただくとともに、その事業推進に支障が生じないよう各都道府県においては所要の財源措置にご配慮願いたい。

また、今後は、市町村や地域包括支援センター等が把握する地域の課題解決に資する高齢者の活動を促進することも重要であり、各都道府県においては、「明るい

長寿社会づくり推進機構」と市町村との連携体制づくり等についても検討願いたい。

### (3) 全国健康福祉祭（ねんりんピック）について

#### ① ねんりんピックへの積極的な取組みについて

平成24年度の第25回宮城・仙台大会は、10月13日（土）から16日（火）まで「伊達の地に 実れ！ねんりん いきいきと」をテーマに、常陸宮同妃両殿下をお招きして盛会のうちに閉幕したところである。選手団の派遣等に当たって都道府県等の方々にはひとかたならぬ御支援、御尽力をいただいたところであり、この場をお借りして御礼申し上げる。

高齢者の社会参加、健康づくりや地域間、世代間の交流は、活力ある長寿社会の形成に今後とも欠くことのできない重要な課題である。各自治体においては、ねんりんピックをはじめ、多様な健康関連イベント、福祉・生きがい関連イベント等にできるだけ多くの高齢者の方々が参加できるよう、「明るい長寿社会づくり推進機構」や各種団体とともに参加の機会の確保等について特段の御配慮をお願いする。

また、多くの自治体にあつては、地方版ねんりんピックの開催に努力されていると承知しており、健康増進、文化活動の推進を図る観点から、引き続き積極的な取組みについても御配慮願いたい。

#### ② 第26回こうち大会（ねんりんピックよさこい高知2013）について

平成25年度は、高知県において第26回こうち大会（ねんりんピックよさこい高知2013）が開催される予定である。各都道府県等におかれては引き続き本大会への御支援・御協力をお願いする。

（第26回ねんりんピックよさこい高知2013の概要）

- ・テーマ 長寿の輪 龍馬の里で ゆめ交流
- ・期 日 平成25年10月26日（土）～10月29日（火）
- ・会 場 高知市をはじめ18市町村・広域連合

選手募集については、「第26回全国健康福祉祭こうち大会の概要（別紙資料11）」を参照されたい。また、できる限り多くの選手が参加できるよう管内関係機関への周知について御協力いただきたい。

※ ねんりんピックよさこい高知2013ホームページアドレス

<http://www.nenrin2013.pref.kochi.lg.jp/>

③ 今後の開催予定

第26回（平成25年度）	高知県
第27回（平成26年度）	栃木県
第28回（平成27年度）	山口県
第29回（平成28年度）	長崎県
第30回（平成29年度）	秋田県
第31回（平成30年度）	富山県

第32回（平成31年度以降）の開催地については、来年度意向調査を行う予定とされているので、未開催の自治体にあつては、開催について検討をお願いする。

また、開催が決定している自治体にあつては、今後、開催期日等の内容を決定する際には、例年、介護支援専門員実務研修受講試験を10月の第4日曜日に実施していること等を勘案の上、日程等を調整されたい。

## ○第26回全国健康福祉祭こうち大会の概要

選手の募集を行う種目を中心に記載したものであり、全国健康福祉祭全般の詳細については、別途大会実行委員会から送付される「開催要領」を参照願いたい。

1 会 期 平成25年10月26日(土)～10月29日(火)

## 2 募集チーム数等

## (1) スポーツ交流大会

種 目	参加資格	募 集 チ ー ム 数 等	参加費	募集方法
卓 球	60歳以上	チーム8人以内 (監督1、選手6 [男3・女3]、登録選手8以内) 各道府県・政令指定都市：1チーム、都：2チーム	1人 1,000円	各都道府県 ・政令指定 都市の推薦
テ ニ ス	同 上	1チーム9人以内 (監督1、選手6 [男4・女2]、登録選手8以内) 各道府県・政令指定都市：1チーム、都：2チーム	同 上	同 上
ソフトテニス	同 上	1チーム9人以内 (監督1、選手6 [男3・女3]、登録選手8以内) 各道府県・政令指定都市：1チーム、都：2チーム	同 上	同 上
ソフトボール	同 上	1チーム15人以内 ※チームは男性で編成 (監督1、選手9、登録選手15以内) 各道府県・政令指定都市：1チーム、都：2チーム	同 上	同 上
ゲートボール	同 上	1チーム9人以内 (監督1、選手6 [女2～4]、登録選手8以内) 各道府県・政令指定都市：3チーム、都：6チーム	同 上	同 上
ベ タ ン ク	同 上	1チーム4人以内 (監督1、選手3 [女1以上、70歳以上男女問わず1 以上]、登録選手4以内) 各道府県・政令指定都市：1チーム、都：2チーム	同 上	同 上
ゴ ル フ	同 上	1チーム3人 (ハンディキャップ25以内) 各道府県・政令指定都市：1チーム、都：2チーム	1人 1,000円 (グリーン代は別途)	同 上
マ ラ ソ ン	60歳以上	各道府県・政令指定都市：6人、都：12人 (3km・5km・10km 各2人、都は各4人)	1人 1,000円	各都道府県 ・政令指定 都市の推薦
	一般：制限なし	別途定める	別途定める	公 募
弓 道	60歳以上	1チーム8人以内 (監督1、選手5 [女1以上、70歳以上男女問わず1 以上]、交替選手2以内) 各道府県・政令指定都市：1チーム、都：2チーム	1人 1,000円	各都道府県 ・政令指定 都市の推薦
剣 道	同 上	1チーム8人以内 (監督1、選手5、交替選手2以内) 各道府県・政令指定都市：1チーム、都：2チーム	同 上	同 上

\* 高知県の募集チーム数等は別途定める。

## (2) ふれあいスポーツ交流大会

種 目	参加資格	募 集 チ ー ム 数 等	参加費	募集方法
グラウンド ・ ゴ ル フ	60歳以上	各道府県・政令指定都市：6人、都：12人	1人 1,000円	各都道府県 ・政令指定 都市の推薦
太 極 拳	60歳以上	1チーム8人以内 (監督1、選手6～7) 各道府県・政令指定都市：1チーム、都：2チーム	同 上	同 上
ソフトバレー ポ ー ル	同 上	1チーム9人以内 (監督1、選手8 [男女各3以上]、登録選手8以内) 各道府県・政令指定都市：1チーム、都：2チーム	同 上	同 上

種 目	参加資格	募 集 チ ー ム 数 等	参加費	募集方法
ウォークラリー	60歳以上	1チーム5人 各道府県・政令指定都市：1チーム、都：2チーム	1人 1,000円	各都道府県 ・政令指定 都市の推薦
	一般：制限なし	1チーム3～5人	1人 500円	公 募
サ ッ カ ー	60歳以上	1チーム20人以内 (監督1、選手11、登録選手19以内) 各都道府県・政令指定都市：計52チーム	1人 1,000円	各都道府県 ・政令指定 都市の推薦
水 泳	同 上	各道府県・政令指定都市：8人[男4・女4]、 都：16人[男8・女8]	同 上	同 上
ボウリング	同 上	1チーム2人 (監督兼選手1、選手1) 各都道府県・政令指定都市：2チーム、都4チーム	同 上	同 上
バウンドテニス	同 上	1チーム8人以内 (監督1、選手6[男3・女3]、登録選手8以内) 各道府県・政令指定都市：1チーム、都：2チーム	同 上	同 上
パークゴルフ	同 上	1チーム4人[女1人以上] 各道府県・政令指定都市：1チーム、都：2チーム	同 上	同 上
フィッシング	同 上	各都道府県・政令指定都市：3人以内	同 上	同 上

\* 高知県の募集チーム数等は別途定める。

### (3) 福祉・生きがい関連イベント

種 目	参加資格	募 集 チ ー ム 数 等	参加費	募集方法
囲 碁	60歳以上	1チーム3人[男2・女1] 各道府県・政令指定都市：1チーム、都：2チーム	1人 1,000円	各都道府県 ・政令指定 都市の推薦
将 棋	同 上	1チーム3人 各道府県・政令指定都市：1チーム、都：2チーム	同 上	同 上
俳 句	募集句 高齢者：60歳以上 一般：19歳以上60歳 未満 ジュニア：小・中・ 高校生、留学生	1人2句以内(雑詠)	無 料	事前募集
	当日句 制限なし	1人2句以内(囀目)		当日募集
健康マーじゃん	60歳以上	1チーム4人以内 各道府県・政令指定都市：1チーム、都：2チーム	1人 1,000円	各都道府県 ・政令指定 都市の推薦
美 術 展	同 上	・日本画の部 ・洋画の部 ・書の部 ・写真の部 ・彫刻の部 ・工芸の部	無 料	同 上

\* 高知県の募集チーム数等は別途定める。

### 3 参加申込

平成25年6月1日(土)から6月28日(金)の期間に、各都道府県・政令指定都市の所管部局又は明るい長寿社会づくり推進機構等を通じて大会実行委員会へ申し込むこと。(別途、開催要領で定める。)

\* 俳句の募集句については、平成25年4月1日(月)から5月31日(金)までである。

\* 美術展については、平成25年5月13日(月)から6月14日(金)までである。

### 4 参 考

60歳以上：昭和29(1954)年4月1日以前に生まれた人